労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本建設交運一般労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成26年３月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年３月５日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北 海 道	函館運送株式会社
青 森 県	秋田運送株式会社及び近物レックス株式会社
岩 手 県	秋田運送株式会社及び近物レックス株式会社
宮 城 県	秋田運送株式会社、中央運輸株式会社及び近物レックス株式会社
秋 田 県	秋田運送株式会社、本荘美化センター株式会社及び近物レックス株式会社
山 形 県	秋田運送株式会社、荘内運送株式会社及び近物レックス株式会社
福 島 県	近物レックス株式会社及び中央運輸株式会社
栃 木 県	カンダホールディングス株式会社
群 馬 県	カンダホールディングス株式会社、中央運輸株式会社及び近物レックス株式会社
埼 玉 県	カンダホールディングス株式会社、中央通運株式会社、上松輸送株式会社、株式会社アサヒ・ヒロキャリー、中央運輸株式会社及び近物レックス株式会社
千 葉 県	中央通運株式会社
東 京 都	函館運送株式会社、カンダホールディングス株式会社、京王電鉄バス株式会社、京王バス小金井株式会社、京王バス東株式会社、豊島運送株式会社、中央通運株式会社、新潟運輸株式会社、上松輸送株式会社、株式会社アサヒ・ヒロキャリー、中央運輸株式会社、株式会社桜商会、城北清掃株式会社、東洋興業株式会社、太盛運輸株式会社、大洋運輸株式会社、東栄興業株式会社、奥田興業株式会社、小早川運輸株式会社、光が丘運輸株式会社、三和清運株式会社、東都運業株式会社、興生運輸株式会社、株式会社日野衛生公社、都留貨物自動車株式会社及び近物レックス株式会社
神奈川県	カンダホールディングス株式会社、都留貨物自動車株式会社、近物レックス株式会社及び福岡運輸株式会社
新 潟 県	近物レックス株式会社
富 山 県	アースクリーントゥエンティワン株式会社
山 梨 県	カンダホールディングス株式会社、都留貨物自動車株式会社及び近物レックス株式会社
長 野 県	信州名鉄運輸株式会社及び近物レックス株式会社
岐 阜 県	中津貨物自動車株式会社及び近物レックス株式会社
静 岡 県	ヤマト運輸株式会社、都留貨物自動車株式会社、一般財団法人浜松市清掃公社、一般財団法人静岡市清掃公社及び近物レックス株式会社
愛 知 県	ヤマト運輸株式会社、カンダホールディングス株式会社、都留貨物自動車株式会社、中津貨物自動車株式会社、近物レックス株式会社、脇田運輸倉庫株式会社、旭運輸株式会社、大成運送株式会社、東春運輸株式会社及び斎藤運輸株式会社
三 重 県	近物レックス株式会社
京 都 府	近物レックス株式会社、関西急送株式会社、有限会社関厚運輸、阪神トラック株式会社、洛北運輸株式会社、宏和運輸倉庫株式会社及び日ノ丸西濃運輸株式会社
大 阪 府	ヤマト運輸株式会社、カンダホールディングス株式会社、中央運輸株式会社、近物レックス株式会社、関西急送株式会社、淡路貨物自動車株式会社、阪急田園バス株式会社、日ノ丸西濃運輸株式会社及び阪急バス株式会社
兵 庫 県	関西急送株式会社、淡路貨物自動車株式会社、株式会社東洋工業所、株式会社リリーフ、宝塚衛生株式会社、神明運送有限会社、神鉄バス株式会社、有限会社兵庫陸運、神戸フェリーバス株式会社、阪急田園バス株式会社、日ノ丸西濃運輸株式会社及び阪急バス株式会社
奈 良 県	近物レックス株式会社
和歌山県	近物レックス株式会社及び有限会社新宮清掃
鳥 取 県	因伯通運株式会社米子支店及び日ノ丸西濃運輸株式会社
島 根 県	日ノ丸西濃運輸株式会社
岡 山 県	近物レックス株式会社及び関西急送株式会社
徳 島 県	淡路貨物自動車株式会社及び神戸フェリーバス株式会社
香 川 県	神戸フェリーバス株式会社
高 知 県	公益財団法人高知市環境事業公社
福 岡 県	株式会社近代プラント、株式会社近代管理サービス、福岡レイン工業株式会社、財団法人ふくおか環境財団、有限会社森山環境サポート、株式会社かわなべ、有限会社昭南開発、有限会社糸島環境開発、有限会社志摩環境開発及び有限会社藤本組
佐 賀 県	ヤマトカンキョウ株式会社、有限会社小城新生興業社、有限会社鳥栖環境開発綜合センター及び福岡運輸株式会社
鹿児島県	福岡運輸株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、上松輸送株式会社から、全日本建設交運一般労働組合関東支部上松分会が賃金引き上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成26年３月６日以降、同組合の組合員が従事する全職場（埼玉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年３月５日

厚生労働大臣　田村　憲久

国 家 試 験

平成二十五年度一級及び二級造園施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

平成二十五年度一級及び二級造園施工管理技術検定の合格者並びに合格証明書の交付について、施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第八条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年三月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　合格者の受験番号の掲示　平成二十五年度一級及び二級造園施工管理技術検定に合格した者の受験番号を次の国土交通省各地方整備局、同北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局及び一般財団法人全国建設研修センターにおいて、当該地区（一般財団法人全国建設研修センターは全地区）の合格者の受験番号を掲示する。

札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部部市住宅課

仙台市青葉区二日町九―十五　国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課

さいたま市中央区新都心二―一　国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課

新潟市中央区美咲町一―一―一　国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課

名古屋市中区三の丸二―五―一　国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課

大阪市中央区大手前一―五―四十四　国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課

広島市中区八丁堀二―十五　国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課

高松市サンポート二―三十三　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課

福岡市博多区博多駅東二―十一―七　国土交通省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課

那覇市おもろまち二―一―一　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

小平市喜平町二―一―二　一般財団法人全国建設研修センター

二　合格証明書の交付申請

（一）申請することができる者　一般財団法人全国建設研修センターの行った一級又は二級造園施工管理技術検定実地試験に合格した者

（二）提出書類　合格証明書交付申請書

（三）申請の受付期間　平成二十六年三月五日から平成二十六年三月十五日までとする。

ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

三　申請書等の提出先　申請書等の提出先は次の国土交通省各地方整備局、同北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局とする。

〒〇六〇―八五一一　札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課